平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県明石市魚住町西岡2280番地の３、前住所兼事務所所在地兵庫県加古川市野口町野口129番地の46東加古川ハイタウンＣ―518号
破産者　南　　庫一
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
高知市丸池町５番２号
破産者　香川　昌博
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９号
熊本県山鹿市鹿北町多久1668番地
破産者　髙木　辰輔
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３号
大分県竹田市直入町大字長湯6786番１、住民票上の住所大分県竹田市直入町大字長湯6785番地２
破産者　工藤　藤男
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第８１号
大分県中津市沖代町１丁目６番35号メゾン沖代105号
破産者　楠木　利之
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１０号
宮崎市大淀３丁目１―19　久保ビル201号、住民票上の住所宮崎市大字本郷南方3943番地２
破産者　松山　洋子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
宮崎県日南市北郷町大藤甲1518番地１
破産者　大石美智子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
滋賀県彦根市後三条町126番地15
破産者　安福酒店こと　安福　泰子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２７号
奈良県高市郡明日香村大字川原72番地の２
破産者　井村　道得
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
福岡県久留米市野中町1218番地１　レジデンス高屋敷605号
破産者　稲益　正己
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地、開始決定時の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎254番地
破産者　小川　泰明
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１６３０号
札幌市白石区平和通４丁目南３番15―204号
破産者　小関　隆一
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０３号
札幌市白石区南郷通２丁目北３番８号
破産者　金平　栄子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
函館市中浜町24番地４
破産者　安田　秀児
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４４２号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番７―402号
破産者　田中　淑子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
仙台市青葉区愛子東５丁目25番５号
破産者　浅野　拓也
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保76番地６
破産者　石田　正弘
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３３７号
埼玉県熊谷市拾六間774番地66
破産者　長谷川　恵
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３６１号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1478番地６、旧住所埼玉県深谷市東方町４丁目４番地６
破産者　勝又　　進
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部